

平成 1 7 年度  
越谷市人事行政の運営等の状況

平成 1 8 年 1 0 月

越 谷 市

## ○ 目 次

<b>1</b>	<b>職員の任免及び職員数に関する状況</b>	<b>1</b>
(1)	職員数の推移	2
(2)	部門別職員数の状況と主な増減理由	2
(3)	職員の採用の状況	3
(4)	職員の再任用の状況	3
(5)	職員の退職の状況	4
<b>2</b>	<b>職員の給与の状況</b>	<b>5</b>
(1)	人件費の状況	5
(2)	職員給与費の状況	5
(3)	職員の平均給料月額及び平均年齢の状況	6
(4)	職員の初任給の状況	6
(5)	行政職の級別職員数の状況	6
(6)	特別職の報酬などの状況	6
(7)	職員手当の状況	7
<b>3</b>	<b>職員の勤務時間その他の勤務条件の状況</b>	<b>10</b>
(1)	勤務時間	10
(2)	休 暇	11
(3)	育児休業	12
(4)	時間外勤務（超過勤務）の状況	12
<b>4</b>	<b>職員の分限及び懲戒処分の状況</b>	<b>13</b>
(1)	分限処分の状況	13
(2)	懲戒処分の状況	13
<b>5</b>	<b>職員のサービスの状況</b>	<b>14</b>
(1)	職務専念義務免除の状況	14
(2)	営利企業等従事の許可状況	14
<b>6</b>	<b>職員の研修の状況</b>	<b>15</b>
<b>7</b>	<b>職員の福祉及び利益の保護の状況</b>	<b>16</b>
(1)	福利厚生制度の概要	16
(2)	公務災害の発生状況	17
<b>8</b>	<b>公平委員会の業務の状況</b>	<b>17</b>

\* 本文中の本市職員に関する数値については、特にただし書きがない限り、越谷・松伏水道企業団、東埼玉資源環境組合等への派遣職員を含んでおり、非常勤職員及び臨時職員は含みません。

## 1 職員の任免及び職員数に関する状況

平成12年に地方分権一括法が施行され、国の施策として地方分権が推し進められています。本市は平成12年度に彩の国中核都市、平成15年度には特例市となり、このことにより埼玉県の仕事の一部が市に移譲されました。また、本格的高齢社会を迎え介護を要する方が増加するなど、行政ニーズも高まってきています。

このような状況のなかで、本市では、本年3月に平成22年4月1日時点の職員数を平成17年4月1日時点に比べ4.7%削減することを目標とする定員管理計画を作成しました。目標達成には、事務事業の見直しや公務能率の向上など、効果的な行政改革に取り組み、新規採用数を退職数より抑えることで実現を図ることとしています。

平成18年4月1日時点の職員数は、他団体からの派遣による職員、越谷・松伏水道企業団及び東埼玉資源環境組合への派遣職員を除く総務省の定員管理調査ベースで2,498人とし、平成17年4月1日に比べて14人の減としました。

なお、総務省が平成18年3月に公表した財政比較分析表（平成16年度決算）において、人口規模等がほぼ同じである全国の類似団体との人口1,000人当たりの職員数の比較で、本市は14市中2番目に少ない職員数となっています。

## (1) 職員数の推移

平成14年度 (H14.4.1)	平成15年度 (H15.4.1)	平成16年度 (H16.4.1)	平成17年度 (H17.4.1)	平成18年度 (H18.4.1)
2,738人	2,712人	2,699人	2,690人	2,678人

\* 他団体からの派遣による職員を含み、再任用短時間勤務職員は含みません。

## (2) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(単位=人)

区 分	職 員 数		対前年度 増減数	主な増減理由	
	平成 17年度 (H17.4.1)	平成 18年度 (H18.4.1)			
一 般 行 政 部 門	議 会	14	14	0	
	総 務	341	333	▲ 8	越谷コミュニティセンターへの派遣解消、国勢調査終了に伴う減員
	税 務	105	104	▲ 1	業務見直しによる減員
	労 働	4	3	▲ 1	シルバー人材センターへの派遣解消に伴う減員
	農 水	26	26	0	
	商 工	15	14	▲ 1	業務見直しによる減員
	土 木	195	191	▲ 4	業務見直しによる減員
	民 生	497	493	▲ 4	社会福祉協議会への派遣解消、会計区分変更に伴う減員
	衛 生	127	121	▲ 6	PFI事業方式による新斎場の稼働に伴う減員
	小 計	1,324	1,299	▲ 25	
特 別 行 政 部 門	教 育	276	273	▲ 3	越谷市施設管理公社への派遣解消に伴う減員
	消 防	282	289	7	新・大袋分署開設のための増員
	小 計	558	562	4	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	524	526	2	欠員補充による増員
	下 水 道	22	23	1	配置見直しによる増員
	そ の 他	84	88	4	会計区分変更に伴う増員
	小 計	630	637	7	
合 計	2,512	2,498	▲ 14		

\* 区分は総務省の定員管理調査の基準によるもの。職員数は、再任用短時間勤務職員、他団体からの派遣による職員、越谷・松伏水道企業団、東埼玉資源環境組合への派遣職員を含みません。

## (3) 職員の採用の状況

(単位＝人)

職 種		平成16年度 (H16.4.1 ～H17.3.31)	平成17年度 (H17.4.1 ～H18.3.31)
行政職	事務職	22 (8)	19 (7)
	技術職		4
	保育士	6 (6)	6 (6)
	消防士		12 (2)
	保健師	4 (4)	
	指導主事	9 (1)	12 (3)
		41 (19)	53 (18)
医療職	医師	27 (6)	23 (7)
	医療技術職	4 (1)	4 (2)
	正・准看護師	28 (28)	21 (20)
	助産師	2 (2)	3 (3)
		61 (37)	51 (32)
現業職 (自動車運転手、給食調理員、環境整備員など)		19 (3)	18 (5)
合 計		121 (59)	122 (55)

\* ( ) は、女性の内数

\* 他団体からの派遣職員の着任や他団体への派遣職員の帰任は含みません。

## (4) 職員の再任用の状況

再任用職員とは、高齢者雇用の推進等のため、定年退職者等のうち改めて採用される職員であり、地方公務員法第28条の4の規定により採用される常時勤務職員と、同法第28条の5の規定により採用される短時間勤務職員がいます。

区 分	平成 16年度	平成 17年度
常時勤務	3人	7人
短時間勤務	21人	36人

## (5) 職員の退職の状況

(単位＝人)

職 種	平成16年度 (H16.4.1～H17.3.31)					平成17年度 (H17.4.1～H18.3.31)				
	普 通	死 亡	勸 奨	定 年	計	普 通	死 亡	勸 奨	定 年	計
事務職	10	1	20	11	42	5	3	13	10	31
技術職	1		1	4	6		1	4	3	8
保育士	3		5	2	10	3		5	1	9
消防士	2	1	1	2	6	1	2	1		4
保健師	1				1	1		1		2
栄養士					0					0
指導主事	11				11	8				8
看護師・寮母・教員等	2		1	1	4				2	2
行政職 計	30	2	28	20	80	18	6	24	16	64
医 師	22				22	31				31
医療技術職		1	1		2	4		1		5
看護師	20		1	2	23	20		6		26
助産師	1				1	2				2
准看護師				1	1			2	1	3
医療職 計	43	1	2	3	49	57		9	1	67
自動車運転手					0				2	2
給食調理員	1			5	6	3			5	8
環境整備員				1	1		1		3	4
所務・園務・校務主事				4	4				3	3
水道施設管理員				1	1					0
福祉業務員				1	1				1	1
医療業務員					0			1		1
守 衛				1	1					0
調理師				1	1					0
学校事務員					0					0
施設管理員					0					0
技能員				2	2					0
現業職 計	1	0	0	16	17	3	1	1	14	19
合 計	74	3	30	39	146	78	7	34	31	150

\* 再任用職員の任期満了は含みません。

## 2 職員の給与の状況

地方公共団体の職員の給与は、地方公務員法第24条により、国や他の地方公共団体の職員の給与、民間事業者の従業員の給与などを参考に、条例で定めることとされています。

本市における職員の給与については、人事院が国家公務員と民間事業所の給与を比較し、政府に対し較差を解消するよう勧告を行う「人事院勧告」等に基づき、その水準の適正化を図ることとしています。昨年の人事院勧告では基本給を0.36%引き下げる勧告が出され、本市においても勧告どおり改定を行いました。

給与水準を国との比較で端的に表すため、国の給料を基準にしたラスパイレス指数がありますが、これは国の給料を100として地方公共団体の給料を表すもので、本市のラスパイレス指数は、平成11年以降は100を下回る水準で推移しており、平成17年は97.7となっています。平成17年4月時点での他団体との比較を見ると、埼玉県は101.9、人口規模等がほぼ同じである全国の類似団体の平均は99.1となっており、本市は、この類似団体14市の中で3番目に低い指数となっています。

### (1) 人件費の状況（平成17年度普通会計決算）

歳出総額	人件費	人件費率
74,247,903 千円	17,495,865 千円	23.6%

\* 人件費には、市町村職員共済組合負担金、退職手当組合負担金、市長や議長などの特別職に支給される報酬等を含みます。

### (2) 職員給与費の状況（平成17年度普通会計決算）

職員数 (A)	給与費				1人あたり 給与費 (B/A)
	給料	職員手当	期末・勤勉 手当	合計 (B)	
1,881 人	7,626,693 千円	1,963,915 千円	3,314,428 千円	12,905,036 千円	6,861 千円

\* 職員手当には、退職金は含みません。

\* 職員数は、平成17年4月1日に普通会計に属するものです。

(3) 職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	1人あたり 給料月額
行政職（事務職員、技術職員など）	44.2 歳	357,684 円
現業職（自動車運転手、給食調理員、 環境整備員など）	42.0 歳	300,550 円

(4) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

学 歴	初 任 給
大学卒	176,800 円
短大卒	159,700 円
高校卒	148,000 円

\* 行政職給料表適用者

(5) 行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
標準的な 職名	主事補 技師補	主事 技師	主任主事 主任技師	係長 主任	課長補佐	課長	次長	部長
職員数	63 人	376 人	277 人	876 人	132 人	97 人	35 人	26 人
構成比	3.3%	20.0%	14.7%	46.5%	7.0%	5.2%	1.9%	1.4%

\* 職員数は、行政職給料表適用者（構成比 100.0%）で、他団体からの派遣による職員を含みます。

(6) 特別職の報酬などの状況（平成18年4月1日現在）

職 名	月 額	期末手当	職 名	月 額	期末手当
議 長	588,000 円	4.45 月分	市 長	1,003,000 円	4.45 月分
副議長	529,000 円		助 役	841,000 円	
議 員	515,000 円		収入役	746,000 円	
			教育長	746,000 円	
			常勤監査委員	533,000 円	



(7) 職員手当の状況

手当の種類	主な内容 (平成18年4月1日現在、記載金額は月額)	平成17年度 支給実績 (普通会計)																			
扶養手当	配偶者 13,000 円、扶養親族 2 人まで 6,000 円、3 人目以降 5,100 円、特定の加算 5,000 円※1	242,418 千円																			
地域手当※2	給料及び扶養手当の月額合計の 9%	786,337 千円																			
住居手当	○ 借家・賃貸等の場合 (家賃額 - 23,000 円) × 1/2 + 11,000 円 ※ 27,000 円を限度 ○ 新築・購入から 5 年以内 5,500 円 ○ 上記以外 4,000 円	139,181 千円																			
通勤手当	○ 交通機関 6 か月定期等の最も経済的な額 ○ 自動車等 使用距離に応じ 3,800 円～24,500 円の範囲内の額 ※ 併用限度額 55,000 円	130,862 千円																			
単身赴任手当	転勤等に伴い、配偶者等と別れてその住居を移転し、単身で生活することがやむを得ないと認められる場合に支給	174 千円																			
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給 (詳細※3)	36,291 千円																			
超過勤務手当 (休日給含む)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">勤務日</th> <th colspan="2">勤務を要しない日</th> <th>休日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・5時～ 始業時間</td> <td>・0時 ～5時</td> <td>5時</td> <td>・0時 ～5時</td> <td rowspan="2">正規の 勤務時間</td> </tr> <tr> <td>・終業時間 ～22時</td> <td>・22時 ～24時</td> <td>～22時</td> <td>・22時 ～24時</td> </tr> <tr> <td>125/100</td> <td>150/100</td> <td>135/100</td> <td>160/100</td> <td>135/100</td> </tr> </tbody> </table> <p>個人ごとの時間単価に上記率を乗じて支給</p>	勤務日		勤務を要しない日		休日	・5時～ 始業時間	・0時 ～5時	5時	・0時 ～5時	正規の 勤務時間	・終業時間 ～22時	・22時 ～24時	～22時	・22時 ～24時	125/100	150/100	135/100	160/100	135/100	469,269 千円
勤務日		勤務を要しない日		休日																	
・5時～ 始業時間	・0時 ～5時	5時	・0時 ～5時	正規の 勤務時間																	
・終業時間 ～22時	・22時 ～24時	～22時	・22時 ～24時																		
125/100	150/100	135/100	160/100	135/100																	
管理職手当	部長 65,000 円、参事 60,000 円、次長 55,000 円、副参事 50,000 円、課長 45,000 円、主幹 40,000 円、課長補佐 35,000 円、副主幹 30,000 円	125,056 千円																			
期末勤勉手当	○ 6 月期 期末手当 1.4 月分、勤勉手当 0.725 月分 ○ 12 月期 期末手当 1.6 月分、勤勉手当 0.725 月分	3,314,428 千円																			
退職手当	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>勤続 20 年</th> <th>勤続 25 年</th> <th>勤続 35 年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通</td> <td>21.0 月分</td> <td>33.75 月分</td> <td>47.5 月分</td> </tr> <tr> <td>定年・勸奨</td> <td>27.3 月分</td> <td>42.12 月分</td> <td>59.28 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>退職日における給料月額に上記率を乗じて支給</p>	区分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年	普通	21.0 月分	33.75 月分	47.5 月分	定年・勸奨	27.3 月分	42.12 月分	59.28 月分	(埼玉県市町村職員退職手当組合から支給)							
区分	勤続 20 年	勤続 25 年	勤続 35 年																		
普通	21.0 月分	33.75 月分	47.5 月分																		
定年・勸奨	27.3 月分	42.12 月分	59.28 月分																		

※1 扶養親族としての子のうち、満 15 歳から満 22 歳の子がいる場合に行うものです。

※2 平成 17 年度支給実績は、調整手当 (給料及び扶養手当の月額合計の 10%) として支給したものです。

※ 3 特殊勤務手当の詳細

名 称	支給対象	金 額
(1)税務職員手当	市税(国民健康保険税を含む。以下同じ。)の賦課、徴収に関する事務に従事した職員	給料月額2% (上限 3,500 円/月)
(2)差押執行手当 * 1	市税の滞納処分による動産の差押え執行に関する事務に従事した職員	500 円/件
(3)徴収手当	臨戸により市税の滞納整理に従事した職員	150 円/日
(4)防疫作業手当	①感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護 ②感染症が発生し、又は発生するおそれがある区域内において行う消毒及び感染症の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いがある物件の処理 ③伝染性疾患等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫 ④人体に有害な薬品を使用して行う植物の防疫	290 円/日
(5)行旅病人取扱手当	行旅病人の救護等に関する業務 行旅死亡人の処置等に関する業務	1,000 円/回 2,000 円/回
(6)葬祭業務手当 * 1	斎場の葬祭業務に従事した職員(葬祭用具取扱作業を除く) ①火葬場の作業に従事する職員 ②その他の業務に従事する職員	10,000 円/月 5,000 円/月
(7)葬祭用具取扱手当 * 1	葬祭用具の運搬、飾りつけ及び取りこわしの作業に従事した職員	200 円/回
(8)社会福祉業務手当	社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15 条第 1 項第 2 号に規定する現業を行う職員及び市立病院において同様の業務を行う職員	7,000 円/月
(9)家庭奉仕業務手当 * 1	老人家庭奉仕業務(移動浴そう車奉仕業務を含む。)、身体障害者家庭奉仕業務及び心身障害児家庭奉仕業務に従事した職員	200 円/日
(10)福祉施設指導員手当	知的障害児通園施設、肢体不自由児通園施設及び知的障害者授産施設において生活指導又は作業指導の業務に従事する職員	5,000 円/月
(11)清掃作業手当 * 1	ごみ処理作業に従事した職員	350 円/日 ※自動車運転作業手当と併給の場合は、175 円/日
(12)下水道作業手当 * 1	沈砂池の清掃、汚泥処理作業又は下水管清掃及び取付作業に従事する職員	300 円/日 ※自動車運転作業手当と併給の場合は、150 円/日
(13)土木作業手当 * 1	道路、橋りょうの補修、舗装及び護岸工事等の土木作業に従事した職員	200 円/日 ※自動車運転作業手当と併給の場合は、100 円/日
(14)緊急処理作業手当 * 1	清掃作業・下水道作業・土木作業で、生活環境に対する要望に応じて緊急処理作業に従事する職員	300 円/日 ※自動車運転作業手当と併給の場合は、200 円/日
(15)自動車運転作業手当 * 2	①シヨベルローダ、ブルドーザ、大型バスの運転作業 ②上記の自動車以外の自動車の運転作業	5,500 円/月 4,400 円/月

(16)夜間特殊業務手当	守衛、消防職員又は市立病院に勤務する職員が、深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。以下同じ。)にわたり、正規の勤務時間として勤務した場合	(5時間超) 1,100円/回 (2時間以上5時間以下) 730円/回 (2時間未満) 410円/回
(17)通信指令管制業務手当	消防職員が、通信、指令、管制業務に従事したとき	150円/日
(18)機関員勤務手当	消防自動車の運転及びポンプの操作等機関員の勤務に従事した職員	180円/日
(19)はしご搭乗手当	はしご車搭乗、点検等の業務に従事した職員	100円/日
(20)災害出動手当	火災及び水災事故等の災害に出動した職員	400円/回
(21)救急出動手当	交通事故、災害等の救急現場に出動し、傷病者を病院等に収容し、又は現場手当を施した職員	150円/回
(22)隔地勤務手当*1	あだたら高原少年自然の家に勤務する職員	10,000円/月
(23)医師手当	市立病院の診療業務に従事する医師	50,000円/月
(24)臨床検査手当	臨床検査技師、衛生検査技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員が、結核菌その他の病原体等を取扱う業務に従事した場合	150円/日
(25)放射線取扱手当	①市立病院の放射線科医師、診療放射線技師又はこれに準ずる勤務を命ぜられている職員がエックス線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合	230円/日
	②上記の者以外の者が、診療のためエックス線その他の放射線を人体に照射し、若しくは放射性同位元素を取扱う業務又はこれらに付随する業務に従事した場合	110円/日
(26)早出勤務手当	午前7時以前に正規の勤務時間として勤務する職員	450円/回
(27)夜間看護等手当	①助産師、看護師若しくは准看護師又はこれらに準ずる職員が深夜にわたり、正規の勤務時間として看護等の業務に従事した場合	(4時間以上) 3,300円/回 (2時間以上4時間未満) 2,900円/回 (2時間未満) 2,000円/回
	②医療職給料表の適用を受ける職員のうち市長の定める職員が、正規の勤務時間以外の時間において、勤務の時間帯その他に関し市長が定める特別な事情の下で救急医療等の業務に従事した場合	1,240円/回
(28)解剖手当	医師、看護師、准看護師又は医療技術員等が死体を所定の方法で処理する業務に従事した場合	500円/体

\* 1 平成18年4月1日から、9手当(差押執行手当、葬祭業務手当、葬祭用具取扱手当、家庭奉仕業務手当、清掃作業手当、下水道作業手当、土木作業手当、緊急処理作業手当、隔地勤務手当)は廃止しました。

\* 2 平成18年4月1日から、自動車運転作業手当は、特殊車両運転作業手当に改め、特殊車両に限定するとともに手当額を減額しました(ショベルローダー、ブルドーザ等は日額150円、パッカー車、ダンプ等は日額100円)。

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 勤務時間

職員の勤務時間は、越谷市職員の勤務時間に関する条例施行規則により、一週間あたり38時間45分と定められており、原則、毎週月曜日から金曜日までの、それぞれ午前8時30分から午後5時まで又は午前8時45分から午後5時15分までの勤務です（うち休憩時間45分）。

ただし、市立病院、消防署、地区センター、保育所、児童館、図書館などに勤務する職員については、交替勤務により土・日曜日等における業務を実施し、市民の生命と財産の保護、市民サービスの向上、円滑な施設の運営確保を図っています。

## (2) 休 暇

職員の休暇は、越谷市職員の休暇に関する条例により、年次休暇、特別休暇、介護休暇、病気休暇、組合休暇が定められており、それぞれの概要及び取得状況は次のとおりです。

区分	内 容	職員1人あたりの平均取得日数(平成17年度)
年次休暇	1年度について20日受けられる有給の休暇	14.1日
特別休暇	特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合に認められる有給の休暇	8.6日 (うち夏季特別休暇7.0日) ※1
介護休暇	配偶者、子、職員又は配偶者の父母などの親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における無給の休暇	139.0日 ／ 取得者 6人
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合における有給の休暇	12.9日(私病休) ／ 取得者 487人
		11.7日(公病休) ／ 取得者 13人
組合休暇	職員団体の業務又は活動に従事するために認められる無給の休暇	1.3日 ／ 取得者 8人

### ※1 夏季特別休暇以外の特別休暇取得内訳

内 容	取得者数
産前・産後休暇 (出産予定日6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間)	51人
忌引休暇	327人
子の看護休暇 (小学校就学前の子の看護(予防接種、健康診断等は除く)のために1年度に5日)	75人
男性職員の育児参加のための休暇 (妻の出産予定日6週間(多胎妊娠の場合には14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間において、夫である男性職員が子の養育をするために1年度に5日) *平成17年4月1日新設	14人
妻の出産補助休暇 (妻の出産に伴う入院の付き添いや出産にかかる入院中の世話、子の出生届等という事由により1年度に3日) *平成17年4月1日新設	18人
その他(結婚休暇等)	280人

### (3) 育児休業

育児休業とは、職員が任命権者の承認を受けて、3歳に満たない子を養育するため、子が3歳に達する日までの期間を限度として、職務に従事しないことを認める制度です。育児休業を受けている期間については、給与は支給されません。

平成17年度については、前年度以前からの継続も含め、91人が取得し、このうち男性は1人でした。また、取得者の平成17年度における平均取得日数は、194日でした。

### (4) 時間外勤務（超過勤務）の状況

時間外勤務とは、公務のため臨時の必要がある場合等において、あらかじめ割り振られた正規の勤務時間を超える勤務及び週休日（閉庁部門にあつては土・日曜日）の勤務をいい、平成17年度の職員1人あたりの時間外勤務の平均は、年間78.4時間（1か月6.5時間）でした。

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

### (1) 分限処分の状況

分限処分とは、地方公務員法第28条に基づき、公務の能率を維持し適正な運営を確保することを目的として、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、降任、免職及び休職という、職員の意に反して行う不利益な身分上の変動をもたらす処分のことです。平成17年度については、降任及び免職処分はありませんでしたが、休職処分は3人で、これは、地方公務員法第28条第2項第1号「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」を適用したものです。

### (2) 懲戒処分の状況

懲戒処分とは、地方公務員法第29条に基づき、公務規律の確保を目的として、関係法令等に違反する行為や信用を失墜する行為を行った職員、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった職員に対し、道義的責任を追及し制裁を科す処分のことで、種類としては、戒告、減給、停職、免職があります。平成17年度については、懲戒処分はありませんでしたが、本年10月3日に本市職員が無免許運転及び酒気帯び運転で現行犯逮捕されるという不祥事が発生し、当該職員を10月4日付けで懲戒免職処分といたしました。

本市では、この事件を厳粛に受け止め、このような不祥事が二度と起きることがないように、越谷市職員の懲戒処分の指針（平成18年10月25日付け）を制定しました。

この指針は、従来本市が準拠してきた人事院の「懲戒処分の指針」をもとに、特に飲酒運転に関しては国より厳しい基準を定めており、酒酔い運転又は酒気帯び運転を行った場合については、事故の有無にかかわらず免職又は停職、酒酔い運転又は酒気帯び運転で人身事故を起こした場合には免職としています。

また、飲酒運転となることを知りながら飲酒を勧める行為、飲酒運転車両への同乗についても懲戒処分の対象とし、この場合については、免職、停職又は減給としています。

併せて、関係規則の改正を行い、運転免許の取り消し又は停止の処分を受けた場合の報告を職員に義務付けるとともに、公用車を運転する職員の運転免許について、定期的に所属長が確認することとしました。

## 5 職員のサービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の状況

地方公務員法第35条により、職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません。ただし、職務に専念する義務の特例に関する条例及び規則により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合等に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

平成17年度については延べ1,156人（日数換算で1,809日）の職務専念義務の免除がありました。

### (2) 営利企業等従事の許可状況

地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする会社等の役員を兼ね、又は報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事等してはならないとされています。

平成17年度については、延べ139人の職員の営利企業等への従事許可がありました。内訳は、講師（講演）5人、公職選挙法に基づく期日前投票所投票管理者11人、統計法に基づく国勢調査調査員12人及び調査指導員109人、審議会等への出席2人となっています。



## 6 職員の研修の状況

越谷市人材育成基本方針に基づき、職場において上司・先輩などが日常の業務を通じて行う「職場研修」(O J T)、職場を離れた場所で実施する「職場外研修」(O f f J T)、職員自身が自発的に取り組む「自己啓発研修」の3つを柱に、職員の能力開発を進めています。このうち、職場外研修の内容は、次のとおりです。

区分	目的及び内容	平成17年度		
		コース数	日数	参加人数
階層別研修	新採用職員から管理職員まで階層ごとに、その職務遂行に必要な知識の習得や能力開発、意識改革を目的に実施 <新採用、一般職員(初級・中級・上級)、監督職員、管理職員研修など>	30	55	730
専門研修	法令関係、法務能力及び政策形成能力の向上を目的に実施 <民法、行政法、政策形成研修など>	5	11	131
特別研修	市民ニーズに的確に対応できる能力の開発や実務に即した能力を身につけるために実施 <交通安全、高齢者疑似体験、接遇、メンタルヘルス研修など>	34	48	1,095
派遣研修	先進的な行政手法を実地に習得し、幅広い視野を養うことを目的に関係機関等へ職員を派遣 <自治人材開発センター・自治大学校・市町村アカデミーへの派遣研修など>	116	604	312
合 計		217	718	2,358

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 福利厚生制度の概要

#### ① 共済制度

職員の共済制度は、地方公務員法第43条に基づいて定められた地方公務員等共済組合法によって制度化されており、本市では当該制度を運用・実施する埼玉県市町村職員共済組合に加入しています。共済組合では、主に次の3つの事業を実施しています。

短期給付事業	職員とその家族の病気・ケガ・死亡・出産等に対する給付
長期給付事業	職員の退職・障害・死亡に対する年金又は一時金の給付
福祉事業	健康の保持増進事業や住宅資金等の貸し付けなど

また、共済組合の事業を運営する費用は、職員の掛け金と事業主である市の負担金によって賄われています。市の負担金の率は、法律で定められており、平成17年度普通会計で2,003,679千円の負担金を支出しました。

#### ② その他の制度

地方公務員法第42条に基づく福利厚生事業として、職員の健康保持を目的とした事業や各職場等におけるスポーツ・レクリエーション事業を実施しています。平成17年度普通会計で、職員の健康保持に関する福利厚生費として736千円、スポーツ・レクリエーション事業に関する福利厚生費として11,434千円を支出しました。

## (2) 公務災害の発生状況

職員の災害補償制度は、地方公務員法第45条に基づいて定められた地方公務員災害補償法によって制度化されています。

これは、職員が公務上の災害又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害の補填（補償）と被災職員の社会復帰の促進、職員・遺族の援護のための事業（福祉事業）を目的としているものです。

平成17年度に公務災害又は通勤災害と認定された件数は、62件（公務災害55件、通勤災害7件）で、主な要因は、医療業務における注射針の刺傷等22件、転倒9件、交通事故5件などです。

## 8 公平委員会の業務の状況（勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分に関する不服申立ての状況）

公平委員会とは、地方自治法第180条の5第1項及び地方公務員法第7条の規定に基づき設置されている行政委員会で、3人の委員により構成されており、地方公務員の労働基本権が制限されている代償として、中立的な立場で職員の利益の保護と公正な人事権の行使を保障するために設けられています。準司法的権限を持っており、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件について適当な措置が執られるべきことを要求したことを審査し判定すること、任命権者によって懲戒その他自分の意に反する不利益な処分を受けた職員の不服申立てに対する裁決又は決定すること等の業務を担っています。

なお、勤務条件に関する措置の要求、不利益処分に関する不服申立てともに、平成17年度においてはありませんでした。

**【問合せ】** 越谷市 総務部 人事研修課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷四丁目2番1号

Tel. 048-963-9132(直通) Fax. 048-965-6433(代表)

Eメールアドレス 10031200@city.koshigaya.saitama.jp